

お客様各位

平成 22 年 6 月 14 日

証拠金規制への当社対応について

平成 21 年 8 月 3 日に公布されました「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」により、平成 22 年 8 月 1 日より取引金額の 2%以上（レバレッジ 50 倍以下）の証拠金の預託を受けることが、また平成 23 年 8 月 1 日以降は取引金額の 4%以上（レバレッジ 25 倍以下）の証拠金の預託を受けることが義務づけられます。

上記により当社としましては以下のとおりの対応を実施いたしますので、ご確認ください。

※取扱いシステムにより対応開始日が異なりますので、ご注意ください。

なお、いずれのシステムにおきましても、証拠金額の算出方法の変更以外に基本的な商品の仕組みの変更はございません。

外為ゼロをご利用のお客様（個人及び法人のお客様）

現在、取引証拠金額は、原則 7,000 円、次の 7 通貨ペアは 50,000 円の固定証拠金となっております（南アランド／円、トルコリラ／円、メキシコペソ／円、香港ドル／円、米ドル／香港ドル、米ドル／南アランド、ユーロ／南アランド）が、平成 22 年 8 月 1 日以降は、以下のルールに従い必要証拠金を算出いたします。

取引証拠金が 7,000 円の通貨のペアにつきましては、前週金曜日から木曜日までの外為ゼロ終値の最高値に 10000（ノルクロ／円、スエクロ／円は 100000）と 0.02（2%）を乗じた金額を翌週の必要証拠金額とします。

取引証拠金 50,000 円の 7 通貨ペアにつきましては、現時点でレバレッジが約 14 倍から 28 倍程度であるため、平成 22 年 8 月 1 日時点での取引証拠金額の変更予定はございません。

（但し、レートが大きく変動しレバレッジが 50 倍を上回る可能性が高くなった場合は、上記通貨ペアと同様の方法において取引証拠金額を算出いたします。）

ロスカットにつきましては、現在は有効証拠金が取引証拠金の 70%を下回った時点で執行しておりますが、平成 22 年 8 月 1 日以降は有効証拠金が取引証拠金を下回った（証拠金維持率が 100%になった）時点で執行することとします。

MATRIX TRADERをご利用のお客様（個人のお客様）

現在、必要証拠金額は、1,000 円（ポンド／円は 500 円）の固定証拠金となっておりますが、平成 22 年 8 月 1 日以降は以下のルールに従い必要証拠金を算出いたします。

前週金曜日から木曜日までのMATRIX TRADER終値の最高値に1000（ノルクロ／円、スエクロ／円は10000）と0.02（2%）を乗じた金額を翌週の必要証拠金額とします。

ロスカットにつきましては、現在と同様に有効証拠金が必要証拠金を下回った（証拠金維持率が100%になった）時点で執行することとします。

MATRIX TRADERをご利用の法人のお客様につきましては、必要証拠金額の決定及びロスカットの執行に関して、現行ルールの変更はございません。

（注記）

※上記における証拠金額は、全て1取引単位（1Lot）あたりの証拠金額です。

※現在50倍以上のレバレッジでお取引されているお客様は、規制への対応により必要証拠金（外為ゼロの場合は取引証拠金）が増加しポジションの全部がロスカットされてしまいますので、平成22年7月31日までにポジションの縮小または不足する必要証拠金（外為ゼロの場合は取引証拠金）の入金をしていただく必要がございます。

以上

上記の予定及び仕様は平成22年6月11日現在のものであり、変更が生じた場合は再度お知らせいたします。

当社の取扱う外国為替証拠金取引は、レバレッジ効果（実際の取引額と比較して少額の資金で大きな取引ができる仕組み）や為替市場の変動等によって、元本（預託金）を上回る損失発生の可能性があり、元本や利益を保証するものではありません。特に、マイナー通貨（流動性の低い通貨）の取引をされる場合、注文が約定しない場合もあり、元本以上の損失発生の可能性が高くなります。さらに、スワップポイント（通貨間の金利差調整額）についても通貨ペアやポジションの状態（売りまたは買い）によっては、プラスの場合もあれば、マイナスの場合もあります。取引におけるお客様のコストは、手数料とスプレッドとなりますが、手数料は無料となっております。スプレッドは、売りレートと買いレートの差のことで、0～となっておりますが、流動性が低ければ、スプレッドが大きく広がる場合があります。取引において最低限必要である資金は、500円～となっております。レバレッジは、総代金（為替レート×取引数量）÷（取引において最低限必要である資金）となり、それ

ぞれの値が変動することにより、レバレッジも変動します。当社は、インターネットを通じて外国為替証拠金取引サービスをご提供しておりますので、お客様のパソコン・インターネット環境や当社のシステムに不具合が生じた場合等、取引ができなくなる可能性があります。また、お客様の取引の相手方は当社(相対取引)となっており、取引所取引とは異なりますので、契約締結前交付書面をよくお読みいただき、内容をご理解の上、ご自身の判断によりお取引ください。

商号：JFX 株式会社

業務内容：第一種金融商品取引業（店頭外国為替証拠金取引業）

登録番号：関東財務局長（金商）第 238 号

加入協会：社団法人 金融先物取引業協会 会員番号 1503